

株主各位

平成26年6月24日

(証券コード 6641)

京都市右京区梅津高畝町47番地

日新電機株式会社

代表取締役社長 小畑 英明

第156期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

本日開催の当社の第156期定時株主総会において、下記のとおり、報告を行うと共に、決議され決定いたしましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第156期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告・連結計算書類の内容並びに会計監査人・監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
 2. 第156期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

以上の2件につき、それらの内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第156期末の剰余金の処分については、期末配当として1株当たり6円（前期に比べ1円増配）の普通配当を金銭で支払うことを決定いたしました。

また、その期末配当が効力を生じる日（配当金支払いの開始日）を平成26年6月25日（水曜日）とすることを決定いたしました。

なお、第156期の中間配当は1株当たり6円でありましたので、第156期の配当金総額は1株当たり年12円（前期に比べ2円増配）となります。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、次のとおり当社定款の一部を変更することを決定いたしました。なお、下記(2)の第27条の新設につきましては、本株主総会前の当社監査役5名の各同意を全て取得しております。

- (1)定款の第19条（取締役の員数）に定める当社の取締役の員数の上限につき、12名以内から15名以内へ引き上げる。
- (2)今後、当社の社外取締役に一層適任の人材を招聘することを容易にするため、社外取締役との間で賠償責任を限定する契約を締結でき、その上限額を法令に規定される最低責任限度額とする旨の規定を、新たに定款に第27条として設ける。

なお、それに伴い、変更前定款の第27条以降の条数を繰り下げる。

第3号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、新たに山林直之、宮下通永及び百合野正博の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

当社はコーポレートガバナンスを拡充すべく会社法第2条第15号に基づく社外取締役を1名置くこととし、百合野正博氏（同志社大学大学院商学研究科教授。従前は当社の監査役〈社外監査役〉）が社外取締役に就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

原案につき当社の監査役会の事前同意を得たうえ本件を付議いたし、原案どおり承認可決され、新たに稲田道雄及び田中等の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役の報酬額の総額を、月額5百万円以内（平成4年6月26日開催の当社の第134期定時株主総会で承認決議）から月額8百万円以内に引き上げることを決定いたしました。

なお、第4号議案の承認決議に基づき、当社の監査役は従前と同じ5名（うち社外監査役3名）であります。

以 上

〔付 記〕

1. 本株主総会終了後の当社取締役会の決議に基づき、代表取締役・役付取締役・執行役員の一部を変更し、当社の取締役と執行役員を次のとおり決定いたしました。

（なお、稲田道雄氏は本年6月24日付けで、当社の取締役〈常務〉を退任し監査役〈常勤〉に就任いたしました。）

取締役会長	天 野 嘉 一	
代表取締役 社 長	小 畑 英 明	
代表取締役 専務取締役 (専務執行役員)	石 田 和 正	〔前 常務取締役 (常務執行役員)〕
専務取締役	山 林 直 之	(新 任)
常務取締役 (常務執行役員)	緒 方 潔	
常務取締役 (常務執行役員)	延 昌 秀	
常務取締役	石 津 友 啓	
常務取締役 (常務執行役員)	橘 高 義 彰	

常務取締役 (常務執行役員)	星 康 久	
常務取締役 (常務執行役員)	植 野 正	
常務取締役 (常務執行役員)	宮 下 通 永	〔新任 前執行役員〕
取締役 〔社外取締役<非常勤>・ 独立役員〕	百合野 正 博	〔新任 前監査役(社外監査役 <非常勤>)〕
常務執行役員	永 田 幸 一	(前執行役員)
執行役員	松 本 義 明	
執行役員	天 海 秀 樹	
執行役員	長 井 宣 夫	
執行役員	明 石 直 義	
執行役員	重 田 悦 雄	
執行役員	立 元 正 人	
執行役員	小 林 賢 司	(新任)
執行役員	青 木 務	(新任)

2. 本株主総会終了後の当社監査役会の決議に基づき中堀知・稲田道雄の両氏が監査役（常勤）に選定され、それぞれ就任した結果、当社の監査役5名（その内、社外監査役は森田衛・木村壽秀・田中等の3氏）は次のとおりとなりました。

なお、前記1の社外取締役の百合野正博並びに社外監査役の森田衛・田中等の3氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づいた独立役員であります。

監 査 役 (常 勤)	中 堀 知	
監 査 役 (常 勤)	稲 田 道 雄	〔新任 前常務取締役〕
監 査 役 〔社外監査役<非常勤>・ 独立役員〕	森 田 衛	
監 査 役 (社外監査役<非常勤>)	木 村 壽 秀	
監 査 役 〔社外監査役<非常勤>・ 独立役員〕	田 中 等	(新任)

お 知 ら せ

第156期「期末配当金」のお支払い等について

1. 第156期の期末配当金は、本年6月25日（水曜日）からお支払いしますので、同封の「第156期 期末配当金領収証」に基づき、お近くの「ゆうちょ銀行」の全国本支店・出張所または「郵便局」で、払い渡しの期間（本年6月25日から本年7月31日まで）内にお受け取り願います。

同封の「配当金計算書」は、租税特別措置法に基づき作成する「支払通知書」を兼ねており、確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただけますので、必要に応じ、お手元に保管願います。

なお、すでに配当金の振込先をご指定の方には、「お振込先について」を、下記3①「株式数比例配分方式」をご指定の方には「配当金のお受け取り方法について」を、それぞれ同封しておりますので、ご確認願います。

2. 配当金等に係る税率が本年1月より変更されておりますので、その詳細につき同封のリーフレットをご確認願います。

3. 平成21年1月5日施行の「株券電子化」に伴い、配当金の受領方法に、従来の「配当金領収証」（旧「郵便振替支払通知書」）方式と「個別銘柄指定」（銀行等への振込）方式に加え、新たに次の①・②の方式が追加されております。

今後、次の当該各方法への変更をご希望される場合は、お取引の証券会社にてお手続き願います。

①「株式数比例配分方式」

お取引の証券会社にお預けの株式数に応じた配当金が、当該証券会社にご開設の口座に振り込まれる方法であります。但し、下記4内の「特別口座」を含め信託銀行等の「特別口座」で上場会社（当社を含む）の株式を保有されている場合は、本方式をご利用できません。

②「登録配当金受領口座方式」

お取引の証券会社にお預けの全ての上場会社株式の配当金が、ご指定の一つの銀行口座（「ゆうちょ銀行」は除く）に一括で振り込まれる方法であります。

4. 上記3内の「株券電子化」に関連し、当社株券を証券保管振替機構（ほふり）に預託すべく証券会社にご口座を開設する手続きをお済ませでない株主各位につきましては、三井住友信託銀行株式会社に「特別口座」を開設しております。

その「特別口座」では、単元未満株式以外の当社株式の売買ができず、ご不便かとも存じますので、証券会社にご口座を開設したうえ、当社株式を同「特別口座」から移されることをご推奨申しあげます。

（その「特別口座」に関連するお問い合わせは、三井住友信託銀行の ☎ 0120-782-031 までお願いいたします。）

以 上